様式第二（第七十二条関係）

養成課程修了証書

第　　号

（氏名）

年　　月　　日生

本籍地又は国籍等　（都道府県名又は国籍等）

住　　所

上記の者は日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）に規定する養成課程を修了したことを証明する。

養成課程の修了年月日　　年　　月　　日

年　　月　　日

（登録日本語教員養成機関の登録番号）

（登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名））

備考

一　「都道府県名又は国籍等」には、修了者の本籍地都道府県名を記入する。修了者が日本の国籍を有しない場合は、国籍等を記入する。

二　「（登録日本語教員養成機関の登録番号）」には、養成課程を実施した登録日本語教員養成機関の登録番号を記入する。

三　「（登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名））」には、養成課程を実施した登録日本語教員養成機関の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）を記入する。

○文部科学省令第四十号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第二条第三項第二号の規定に基づき、認定日本語教育機関認定基準を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

文部科学大臣　盛山　正仁

認定日本語教育機関認定基準

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　教員及び職員の体制（第四条―第十条）
第三章　施設及び設備（第十一条―第十五条）
第四章　日本語教育課程（第十六条―第二十八条）
第五章　学習上及び生活上の支援体制（第二十九条―第三十六条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第二号の文部科学省令で定める基準（以下この条において「認定基準」という。）は、この省令の定めるところによる。

2　認定基準は、認定日本語教育機関（法第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の認定を受けるのに必要な最低の基準とする。

3　認定日本語教育機関は、この省令で定める認定基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、法第八条第一項の点検及び評価の結果を踏まえ、日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）について不断の見直しを行うことにより、その水準の維持向上を図ることに努めなければならない。

（定義）

第二条　この省令において「留学のための課程」とは、第十六条第一項第一号に掲げるものを目的とする日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）をいう。

2　この省令において「就労のための課程」とは、第十六条第一項第二号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

3　この省令において「生活のための課程」とは、第十六条第一項第三号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

（基本組織）

第三条　認定日本語教育機関は、日本語教育課程の実施以外の業務を行う場合には、日本語教育を実施するための基本となる組織（次項において「基本組織」という。）を置かなければならない。

2　基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

第二章　教員及び職員の体制

（校長）

第四条　認定日本語教育機関には、当該認定日本語教育機関の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する者として、校長を置かなければならない。

2　校長となることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

一　認定日本語教育機関の運営に必要な識見を有し、かつ、教育に関する業務に原則として五年以上従事した者であること。

二　法第十七条第二項各号のいずれにも該当しない者であること。

三　校長としてふさわしい社会的信望を有すること。

3　認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合には、それぞれの認定日本語教育機関に、校長を助け、命を受けて当該認定日本語教育機関の業務をつかさどる者として、副校長（前項各号のいずれにも該当する者に限る。）を置かなければならない。ただし、校長が隣地に立地する認定日本語教育機関の校長を兼ねる場合は、この限りでない。